

広島県告示第二百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小平方地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱五号、六号及び一号を平成七年十二月二十一日広島県告示第千三百九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、五号及び六号は告示で指定した標柱三号、五号及び四号と同一とする。

市・区	竹原市	大字	誠	地番	標柱番号
町	吉名町			一〇七〇五番一	標柱一号
				一〇七〇四番一	標柱二号
				一〇七〇三番一	標柱三号、四号、五号及び六号